

NEWS Glub

第11号

どうする?2024年10月問題!

社会保険労務士事務所 ならいメンタルヘルスオフィス 代表 奈良井友彦

2024年10月01日発行

2024年10月から、パート、アルバイト等の社会保険(健康保険、厚生年金)の加入条件が変更になります。この変更により、いままで社会保険に加入義務のなかったパートやアルバイト等も一定の条件に該当した場合は社会保険に加入する必要が出てきます。

従来のパート、アルバイト等の社会保険の加入条件というのは、1週の所定労働時間および1箇月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の場合となっていました。ですので、1日の所定労働時間が8時間の会社の場合は、恒常的に週30時間以上働くとパートやアルバイト等も社会保険に加入させなければなりませんでした。

ところが2016年10月から501人以上の会社は下記の条件を全て満たすと週の労働時間が30時間未満の場合であっても社会保険に加入させなければならなくなりました。

【加入条件】

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上
- ③2か月を超える雇用の見込みがある
- ④学生ではない

2022年の10月から、この501人以上という条件が101人以上となりました。人数以外の条件は変わりません。2024年10月からは101人以上いとう条件が51人以上に変わります。更に2024年10月からの最低賃金は全国平均1054円になる予定ですので、相当数の対象者が発生すると考えられます。

パートやアルバイト社員が社会保険に加入した場合のメリット、デメリットですが、メリットとしては本人が私傷病で働けない場合に傷病手当金が受給できること、厚生年金に加入する為、将来の本人の年金額が増えることが考えられます。デメリットは会社、本人共に社会保険料を負担することです。社会保険料は賃金の約15%になります。月額賃金が最低ラインの88,000円だとしても、会社、本人共に月額13,147円(東京都、40歳以上の場合)の保険料を負担しなくてはなりません。本人にしてみれば給料の手取り額が年間15万円以上減ってしまいます。扶養家族でいれば、健康保険料、国民年金保険料の本人負担は0円です。

メリットの傷病手当金も実際に受給している人は全被保険者の5%以下ですし、厚生年金に加入したとしても、もし、加入時の年齢が40歳以上なら支払った保険料の元を取るには、年金の受給開始から20年以上かかると思われます。今回の変更によるメリットは会社、本人共に感じられません。では、社会保険料負担の増加を逃れるにはどうすればよいのか。

あまり現実的な方法ではありませんが、会社分割をして社員数をそれぞれ50人以下にしてしまうという方法もあります。もう少し現実的な方法としては、加入条件に該当しないよう、月額賃金を88,000円未満にするか、週の所定労働時間を20時間未満にするしかありません。しかし、上述のように10月から最低賃金は全国平均1054円になる予定ですので、主要都市圏では20時間以上働いて、月額賃金を88,000円未満にするのは不可能です。所定労働時間の削減も、人手不足もあり早急に対処することは難しいと思われます。

そこで、対象者を一度、社会保険に加入させて、キャリアアップ助成金の社会保険適用時処遇改善コースを利用し、その受給期間内(2年間)に人を採用して一人当たりの所定労働時間を20時間未満し社会保険から外していく方法があります。

この助成金を受給するには、社会保険料の本人負担分を手当として支給する必要がありますが、助成額は1人当たり、1期(6カ月)10万円、最大で4期(2年間)まで受給できます。1カ月当たり1人1万6666円になります。この金額は賃金月額11万4千円未満(東京都)なら、社会保険の会社負担分を賄えます。受給にはその他にも細かな条件はありますが、一度検討する価値はあると思います。

奈良井